（上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書等の書式に関する経過措置）

第十三条　新規則別表第七㈡に定める書式は、令和六年一月一日以後に租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第七項又は第二十五条の十の十三第十三項の規定により添付するこれらの規定に規定する計算書について適用し、同日前に同令第五条の二の三第一項、第二十五条の十の十一第七項、第二十五条の十の十三第十三項又は第二十五条の十三の八第二十二項の規定により添付したこれらの規定に規定する計算書及び同日前に租税特別措置法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同日以後に同令第五条の二の三第一項又は第二十五条の十三の八第二十二項の規定により添付するこれらの規定に規定する計算書については、なお従前の例による。

２　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書に、新規則別表第七㈡に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（第二条の規定による改正に伴う沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法施行規則（以下「新令和二年改正前租税特別措置法施行規則」という。）第二十条の四第二項第一号から第四号までの規定は、法人（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする改正法第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法（以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十五条　新令和二年改正前租税特別措置法施行規則第二十条の十の二第一項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が施行日前に事業の用に供した旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第十六条　新令和二年改正前租税特別措置法施行規則第二十一条の十七の二第一項及び第二項の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第十七条　新令和二年改正前租税特別措置法施行規則第二十二条の六十の二第一項及び第二項の規定は、連結親法人（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第十八条　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同条第二項中「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「第三十項」を「第三十一項」に、「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第四項、第十三条、第十九条第三項、第二十九条、第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項及び第二項、第四十一条第三項（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）、第四十八条の五並びに第四十八条の十第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改める。

第一条中「その他の」を「その他」に、「をいう」を「をいう。第二十二条の四を除き、以下同じ」に改める。

第一条の三第一項中「は、」の下に「税法に属する科目（」を、「科目」の下に「をいう。第二条の五第一項において同じ。）」を加える。

第二条の三第一項中「の受験資格」を「（法第六条第一号に定める科目の試験に限る。）の受験資格」に、「同条第三項」を「第三項」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項第一号中「ときは、学歴」を「場合　学歴」に改め、同項第二号中「ときは、事務」を「場合　事務」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「第三項」に、「又は」を「、又は」に改める。